

議案第 5 5 号

羽生市女性センター条例を廃止する条例

羽生市女性センター条例（平成 9 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に還付することとされた廃止前の羽生市女性センター条例第 1 1 条ただし書に規定する使用料の還付については、なお従前の例による。

（羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 1 条関係）				別表（第 1 条関係）			
職名	区分	報酬の額	旅費の額	職名	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会～ 羽生市表彰審査会委員	(略)	(略)	(略)	教育委員会～ 羽生市表彰審査会委員	(略)	(略)	(略)
羽生市女性会議委員	日額	6, 7 0 0 円		羽生市女性会議委員	日額	6, 7 0 0 円	

			羽生市女性センター運営委員会委員	日額	6,700 円
羽生市行政改革推進委員会委員～羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会	(略)	(略)	羽生市行政改革推進委員会委員～羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

令和4年8月31日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明